

奈良市公報

第 3 2 2 号

(平成27年10月前半分)

平成28年3月23日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目 次

条 例

- 奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例……………2
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例……………8
- 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及
び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及
び奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関す
る条例の一部を改正する条例……………9
- 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ
る特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正す
る条例……………9
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例……………9

告 示

- 一般競争入札の実施（2件）……………10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
廃止……………10
- 一般競争入札の実施……………11
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の指定……………11
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の廃止……………11
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
指定……………12
- 予防接種の実施の一部改正……………12
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の
指定……………12
- 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部
を改正する告示……………12
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
止の届出……………15
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出……………15
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
止の届出……………16
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休

- 止の届出……………16
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………16
- 放置自転車等の処分……………17
- 放置自転車等の保管……………17
- 開発行為に関する工事の完了……………17
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………18
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の
指定……………18
- 放置自転車等の保管……………18
- 開発行為に関する工事の完了……………18
- 住居番号の設定……………18
- 差押調書の公示送達……………18
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………18
- 開発行為に関する工事の完了……………19
- 差押調書等の公示送達……………19
- 一般競争入札の実施（4件）……………19
- 放置自転車等の保管（2件）……………20
- 一般競争入札の実施……………20
- 事業計画のある道路の指定……………21
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届
出……………21
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出……………21
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
止の届出……………21
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届
出……………22
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………22
- 一般競争入札の実施（4件）……………22
- インフルエンザ予防接種の実施……………23
- 奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱
……………24
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
止の届出……………28
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………28
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
止の届出……………28
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届
出……………28
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………29
- 道路の区域変更……………29
- 道路の供用開始……………29

固定資産評価審査委員会

- 奈良市固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情

報の保護に関する規則……………29

公 営 企 業

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………29

○一般競争入札の実施（5件）……………30

○奈良市公営企業管理者が保有する特定個人情報の保護
に関する規程……………28

○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………31

○一般競争入札の実施（2件）……………31

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………32

選 挙 管 理 委 員 会

○奈良市選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護
に関する規程……………32

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………32

条 例

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第34号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例
奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市東部出張所の項中「奈良市大柳生町4,254番地」を「奈良市大柳生町4,735番地」に改める。

別表中第14の3項を第14の4項とし、第14の2項の次に次のように加える。

14の3	通知カード再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合及び国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1枚につき 500円
------	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

第2条 奈良市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第14の4項を次のように改める。

14の4	個人番号カード再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合及び国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1枚につき 800円
------	---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

附 則

この条例中第1条の規定はこの条例の公布の日又は平成27年10月5日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

（平成27年10月6日掲示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年10月6日

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成27年10月6日掲示済）

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第35号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
（平成27年10月6日掲示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第36号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第37号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第28条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第29条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第47条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日までにその事由」を「納期限までに次に掲げる事項」に、「これ」を「減免を受けようとする事由」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

第70条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第70条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第79条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第82条の2第1項第1号及び第82条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第96条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第97条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「本項」を「この項」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第135条の3第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改

め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第143条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第155条第1項中「及び所在地並びに代表者の氏名」を「、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）」に改める。

第157条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「及び所在地並びに代表者の氏名」を「、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第17条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第23条を次のように改める。

第23条 削除

附則第28条の6第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第23条の改正規定並びに次条第5項及び附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第47条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第13条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第28条第8項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前行われるこの条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第70条第1項第1号、第70条の2第1項第1号及び第2項第1号、第79条第2項第1号、第82条の2第1項第1号並びに第82条の3第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第17条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに附則第28条の6第1項第1号及び第3項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第70条第1項並びに第70条の2第1項及び第2項並びに附則第28条の6第3項に規定する申出書、新条例第79条第2項並びに附則第17条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第82条の2第1項及び第82条の3第1項並びに附則第10条の3各項、第17条第2項及び第28条の6第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第70条第1項並びに第70条の2第1項及び第2項並びに附則第28条の6第3項に規定する申出書、旧条例第79条第2項並びに附則第17条第3項及び第4項に規定す

る申請書又は旧条例第82条の2第1項及び第82条の3第1項並びに附則第10条の3各項、第17条第2項及び第28条の6第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第96条第2項第2号及び第97条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第96条第2項並びに第97条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第96条第2項並びに第97条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第23条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第104条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第107条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第107条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第107条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第107条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第101条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものと

みなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第10条第3号	第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第107条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第110条第2項	第107条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第108条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第107条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合にお

いて、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第107条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第107条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第109条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第110条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在

する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第107条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第107条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第109条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第110条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在

する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第107条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第107条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第109条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第110条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第135条の3第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第135条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第143条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第143条の規定による申告については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第8条 新条例第155条第1項及び第157条第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第155条第1項に規定する申告書又は新条例第157条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第155条第1項に規定する申告書又は旧条例第157条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(平成27年10月6日揭示済)

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正

する。

第9条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、同法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、同法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は同法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であつて、市長が別に定めるもの 指定特定施設入居者生活介護(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号)第219条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第23号)第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第22号)第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))を提供した日から5年間

第13条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護

予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第7項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成27年10月6日揭示済)

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第39号

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及

び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第240条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第257条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

(奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成27年10月6日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第40号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人奈良NPOセンター	奈良市角振新屋町8番地	平成27年1月1日から平成32年9月30日まで
特定非営利活動法人国際交流ならふれあいの会	奈良市法蓮町985番地の6	平成27年1月1日から平成32年9月30日まで
特定非営利活動法人近畿介助犬訓練所	奈良市小倉町1,000番地	平成27年1月1日から平成32年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良クラブ	奈良市藤原町162番地	平成27年1月1日から平成32年9月30日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成27年10月6日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第41号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第26号を第27号とし、第5号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 腎臓内科

附則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

(平成27年10月6日揭示済)

告 示

奈良市告示第676号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 大和中央道（敷島工区）構造物詳細設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市秋篠町～西大寺赤田町二丁目地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- (4) 業務概要 設計業務一式 測量業務一式 地質調査業務一式
- (5) 予定価格 9,180千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 6,752千円

【介護予防訪問介護・訪問介護】【介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与】【特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100158	奈良市宝来三丁目16-5	ニッセイせいい在宅介護サービスセンター バル奈良店	大阪府大阪市北区太融寺町3-24	公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	平成27年9月30日

【介護予防訪問看護・訪問看護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190557	奈良市宝来三丁目16-5	ニッセイせいい訪問看護ステーション奈良	大阪府大阪市北区太融寺町3-24	公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	平成27年9月30日

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第677号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 第2工区 第1段電気透析膜取替その他修繕
- (2) 業務場所 奈良市米谷町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月22日まで
- (4) 業務概要 第1段電気透析膜取替修理一式
ケーキホッパー取替他修理一式
- (5) 予定価格 11,074千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

【介護予防訪問入浴・訪問入浴】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100885	奈良市白毫寺町208番地	あけぼの会やすらぎポート	奈良市高畑町711番地	社会福祉法人あけぼの会	平成27年8月31日

【介護予防通所介護・通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105033	奈良市西ノ京町250番1号	リハビリデイみやび	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん	平成27年9月10日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105611	奈良市あやめ池北一丁目32番10-1	ケアプランセンターナービス奈良あやめ池	大阪市北区曽根崎一丁目2番6号	株式会社かんでんジョイライフ	平成27年9月30日

(平成27年10月1日揭示済)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第679号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

月ヶ瀬桃香野防火水槽撤去工事ほか12件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

1 指定年月日 平成27年10月1日

平成27年奈良市告示第680号及び第681号は、平成28年奈良市公報号外第5号に掲載

奈良市告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100201	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	ホームヘルプステーションこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護
2910102413	株式会社ライフイノベーション	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8番地の13	ライフイノベーション 奈良事業所	630-8247	奈良県奈良市油阪町446-17	就労継続支援 A型

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年10月1日

1 廃止年月日 平成27年9月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	ホームヘルプステーションこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サ-

ビス事業者、指定介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107062	奈良市二名一丁目2356番地の1	こまどりと丘ケアプランセンター	奈良市二名一丁目2361番地の3	社会福祉法人大和清泉会	平成27年10月1日
2970107070	奈良市針町786-2小西ビル1F	リッスンホームヘルプセンター都祁店	滋賀県大津市南郷一丁目2番17号	L I S T E N株式会社	平成27年10月1日

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第685号

平成27年奈良市告示第232号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第686号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、公示します。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成27年10月1日	阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良市紀寺町687-3	株式会社阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅
平成27年10月1日	オレンジ薬局 近鉄奈良店	奈良市東向北町3番地 木平ビル1階	株式会社プチファーマシスト 代表取締役 柳生 美江

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第687号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のいずれにも」を「、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇労発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める放課後児童健全育成事業に」に改め、同条各号を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 補助金の額は、別表に規定する補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（これらの額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（補助金交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付について、規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に

- 供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に返納させることができる。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（別記第3号様式の2）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象団体が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等において、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、

- 本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は、報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は、効用の増加した財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚生労働省告示に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。
- 別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補 助 基 準 額

区 分	要 件	基 準 額
基 本 額	構成する児童の数が1人から19人以下の支援の単位	1,424,000円 - (19人-支援の単位を構成する児童の数) × 26,500円
	構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	3,706,000円 - (36人-支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円
	構成する児童の数が36人から45人までの支援の単位	3,706,000円
	構成する児童の数が46人から70人までの支援の単位	3,706,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 30,000円
	構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
開所日数加算額	1日8時間以上開所する場合	(年間開所日数 - 250日) × 15,000円
長時間開所加算額	平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数 × 292,000円
	長期休暇等において1日8時間を超えて開所する場合	1日8時間を超える時間の年間平均時間 × 131,000円

備考

- 1 上記の額は、支援の単位当たりの年額とする。
- 2 この表において「構成する児童の数」とは、補助対象期間中の毎月初日において在籍している対象児童の数を平均したものをいう。

別記第1号様式中

学年	1年		2年		3年		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

を

学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

に、

「4 指導員

氏名	年齢	住所	勤務形態
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤

を

「4 職員

氏名	年齢	住所	区分	勤務形態	資格
			放課後支援員・補助員	常勤・非常勤	
			放課後支援員・補助員	常勤・非常勤	
			放課後支援員・補助員	常勤・非常勤	
			放課後支援員・補助員	常勤・非常勤	

に

改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所
法人名
代表者 ⑩

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市放課後児童健全育成事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1. クラブの名称

2. 事業実績報告による精算額 金 円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還相当額) 金 円

4. 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市告示第688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年10月2日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人相和会有山診療所 有山矯正・歯科診療所	奈良県奈良市学園北一丁目11番4号 エルアベニュー学園前3F	平成27年5月15日

(平成27年10月2日揭示済)

平成27年10月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	居宅介護支援事業所八重桜	奈良県奈良市法蓮町632番地の2 デュエット山末ビル306号	株式会社八重桜	平成27年7月1日
新	居宅介護支援事業所八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地	株式会社八重桜	
旧	GoLive訪問介護ステーション	奈良県奈良市学園大和町五丁目 2番地 松本ビル103号	有限会社GoLive	平成27年7月1日
新	GoLive訪問介護ステーション	奈良県奈良市三松一丁目13-1 ラ・ベルメイゾン103	有限会社GoLive	

(平成27年10月2日揭示済)

奈良市告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年10月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地			
オレンジ薬局 高の原店	奈良県奈良市右京一丁目 4 サンタウンプラザひ まわり館3-F号室	株式会社プチファーマシ スト	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年6月30日
株式会社プチファーマシ スト	大阪府大阪市北区芝田2 -8-10 光栄ビル1階			

(平成27年10月2日揭示済)

奈良市告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年10月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地			
デイサービスセンターひま わり西大寺	奈良県奈良市青野町11- 2	株式会社ライフエール	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年7月16日
株式会社ライフエール	奈良県天理市中之庄町 483番地			

(平成27年10月2日揭示済)

奈良市告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年10月2日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡本 泰行		柔道整復	平成27年9月14日
たくみ鍼灸整骨院 (岡本 泰行)	奈良県奈良市法蓮町1086番地 岡専マロンビル1階		
岡本 泰行		はり・きゅう	平成27年9月14日
たくみ鍼灸整骨院 (岡本 泰行)	奈良県奈良市法蓮町1086番地 岡専マロンビル1階		

(平成27年10月2日揭示済)

奈良市告示第693号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年10月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成27年10月2日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年3月2日、同月5日、同月7日、同月10日、同月13日、同月17日、同月19日、同月23日及び同月24日
(平成27年10月2日揭示済)

奈良市告示第694号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年10月1日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話 0742-34-1111代表

(平成27年10月2日揭示済)

奈良市告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年10月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年6月16日 奈良市指令都整開 第14A-55号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年10月5日 第1494号

公共施設 平成27年10月5日 第705号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市杏町423番1、423番3及び423番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町六丁目1番1号新大宮駅前ビル2F
株式会社興和不動産住宅 代表取締役 栗栖 耕作

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市杏町423番4

(平成27年10月5日揭示済)

<p>奈良市告示第696号 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市</p>		<p>身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。 平成27年10月5日 奈良市長 仲川元庸</p>			
指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	
平成27年9月29日	館野 寛子	医療法人社団誠明会 永田眼科	奈良市宝来町北山田1147	眼科 (視覚障害)	
<p>(平成27年10月5日揭示済)</p>		<p>定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、告示します。 平成27年10月5日 奈良市長 仲川元庸</p>			
<p>奈良市告示第697号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に基づき指</p>		指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
<p>(平成27年10月5日揭示済)</p>		平成27年11月1日	アイン薬局 奈良東九条店	奈良市東九条町754-4	アイン分割準備株式会社 代表取締役 大谷 喜一
<p>奈良市告示第698号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成27年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p>		<p>1、298番1、298番4及び298番6 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一 (平成27年10月6日揭示済)</p>			
<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p>		<p>奈良市告示第700号 奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。 平成27年10月7日 奈良市長 仲川元庸</p>			
<p>2 移動年月日 平成27年10月5日</p>		<p>次のとおり省略 (平成27年10月7日揭示済)</p>			
<p>3 移動対象区域 JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成27年10月6日揭示済)</p>		<p>奈良市告示第701号 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成27年10月7日 奈良市長 仲川元庸</p>			
<p>奈良市告示第699号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成27年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p>		<p>1 送達をすべき文書 差押調書謄本 2 送達を受けるべき者 省略 (平成27年10月7日揭示済)</p>			
<p>1 許可の年月日及び番号 平成27年4月21日 奈良市指令都整開 第14A-51号</p>		<p>奈良市告示第702号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項</p>			
<p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成27年10月6日 第1495号</p>					
<p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市奈良阪町285番1、287番1、288番1、289番1、291番2、293番1、294番1、295番1、295番2、296番</p>					

の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年10月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	四俵 敬 奈良市敷島町一丁目 566番地の10	東端 幸雄 奈良市敷島町二丁目 524番地の1

2 変更の年月日 平成27年4月1日

(平成27年10月8日揭示済)

奈良市告示第703号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年10月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年2月9日 奈良市指令都整開 第14A-35号

平成27年9月7日 奈良市指令都整開
第14A-35-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年10月8日 第1496号

公共施設 平成27年10月8日 第706号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西二丁目1537番18の一部、1537番493及び1537番513

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市六条西二丁目1537番18の一部、1537番493の一部及び1537番513

(2) 下水道

奈良市六条西二丁目1537番18の一部、1537番493の一部及び1537番513の一部

(平成27年10月8日揭示済)

奈良市告示第704号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書謄本及び同法第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年10月8日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書謄本、配当計算書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成27年10月8日揭示済)

奈良市告示第705号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市都南保育園等で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市告示第706号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市東之阪児童館等で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第707号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市北部会館で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市告示第708号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市保健所・教育総合センターで使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市告示第709号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月13日

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年10月8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市告示第710号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年10月13日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市告示第711号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

案件番号1 奈良市佐保台小学校等で使用する電力調達

案件番号2 奈良市平城中学校等で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市告示第712号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年10月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成27年10月14日
- 2 指定した道路の名称
大和都市計画道路事業3・6・128号石木城線
- 3 指定した道路の幅員
7.00m～10.50m

4 指定した道路の延長
692.0m

5 指定した道路の区域
奈良市石木町635番2地先から
奈良市石木町648番14地先まで

(平成27年10月14日揭示済)

奈良市告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年10月14日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーション ライフ	奈良県奈良市中山町1648-1	平成27年8月17日
新	訪問看護ステーション ライフ	奈良県奈良市神功五丁目3-15 ルルデハイツ103	

(平成27年10月14日揭示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年10月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問看護ステーション ライフ	奈良県奈良市中山町1648-1	合同会社NRC	平成27年8月17日
新	訪問看護ステーション ライフ	奈良県奈良市神功五丁目3-15 ルルデハイツ103	合同会社NRC	

(平成27年10月14日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年10月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
	開設者			
	名称	主たる事務所の所在地		
	あけぼの会やすらぎポート	奈良県奈良市白毫寺町208番地	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年8月15日
	社会福祉法人 あけぼの会	奈良県奈良市高畑町711番地		
	あけぼの会やすらぎポート	奈良県奈良市白毫寺町208番地	居宅 訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	平成27年8月31日
	社会福祉法人 あけぼの会	奈良県奈良市高畑町711番地		

(平成27年10月14日揭示済)		した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成27年10月14日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第716号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止			
(平成27年10月14日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成27年10月14日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第717号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規			
(平成27年10月14日揭示済)		平成27年10月15日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第718号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。 平成27年10月15日 奈良市長 仲川元庸		1 入札に付する事項 (1) 業務名 3号炉及び粗大ごみ処理施設点検整備補修 (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」 (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月22日まで (4) 業務概要 焼却炉施設、粗大ごみ処理施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。 3号炉（全連続燃焼ストーカ式） 処理能力 120 t / 日 1, 炉燃焼設備補修 一式 2, ガス冷却設備補修 一式 3, 空気予熱器設備補修 一式 4, 受入供給設備 一式 5, 灰出設備 一式 粗大ごみ施設（スイングハンマー方式） 処理能力 100 t / 5 h 1, 受入供給設備 一式 2, 破碎設備 一式 3, 搬出設備 一式 4, 選別設備 一式 5, 集じん設備 一式 6, 貯留設備 一式 7, 付帯設備 一式 (5) 予定価格 123,457千円	
1 入札に付する事項 (1) 業務名 なら100年会館大ホール他改修基本計画策定業務委託 (2) 業務場所 奈良市三条宮前町7番1号 (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月25日まで (4) 業務概要 改修案の検討 工事概算費用算出 報告書の作成 打ち合わせ協議 (5) 予定価格 3,240千円 (消費税及び地方消費税を除く。) (6) 最低制限基準価格 2,491千円 (消費税及び地方消費税を除く。) 以下省略 (平成27年10月15日揭示済)			
奈良市告示第719号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。			

(消費税及び地方消費税を除く。)
以下省略
(平成27年10月15日揭示済)

奈良市告示第720号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 3号炉排ガス施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月22日まで
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。

焼却炉(全連続燃焼ストーカ式)

処理能力 120 t/日

- 1, 燃焼設備補修 一式
- 2, 空気予熱設備補修 一式
- 3, 減音塔設備補修 一式
- 4, 排ガス処理設備補修 一式
- 5, 通風設備補修 一式
- 6, 受入供給設備補修 一式

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成27年10月15日から 平成27年12月28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生

(5) 予定価格 44,932千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
以下省略
(平成27年10月15日揭示済)

奈良市告示第721号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

河川改修工事(大慈仙町地内・前田川)ほか19件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年10月15日揭示済)

奈良市告示第722号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川元庸

活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 料金

1,700円

※ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護第一課又は保護第二課で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口へ提出した場合は無料

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成27年10月15日揭示済)

奈良市告示第723号

奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 子世帯と親が子育てや介護等で共に育み協力できる環境を整えることにより、市内への転入及び定住人口の増加を図るため、奈良市三世代同居・近居支援住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）及び奈良市三世代同居・近居支援住宅リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 住宅取得補助金及びリフォーム補助金をいう。
- (2) 子世帯 18歳未満の者（母子健康手帳等で出生予定であることが確認できる者を含む。）及びその父母（いずれか一方である場合を含む。）で構成され、これらの者が同居している世帯をいう。
- (3) 子 子世帯の父又は母をいう。
- (4) 親 子の2親等以内の直系尊属で、住宅取得後又はリフォーム工事後に子世帯が同居又は近居（本市の区域内に居住することをいう。以下同じ。）するものをいう。
- (5) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築若しくは模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

第2章 奈良市三世代同居・近居支援住宅取得補助金

(補助対象者)

第3条 住宅取得補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条の申請の日（以下この章において「申請日」という。）において、同居又は近居しようとする親が1年以上継続して本市に住所を有していること。
- (2) 住宅取得補助金の交付決定後、子世帯が市外から転入し、取得した住宅に居住すること。
- (3) 親に市税の滞納がないこと。
- (4) 親及び子世帯全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (5) 親及び子世帯全員が、暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規

定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

(補助対象物件)

第4条 住宅取得補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 本市に所在する物件であること。
- (2) 子世帯が居住するための住宅であること。
- (3) 住宅取得補助金の交付決定以後に売買契約又は工事請負契約を行い、親又は子のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記された住宅であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合した住宅であること。

(補助対象経費)

第5条 住宅取得補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する住宅の新築又は購入に要する経費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 住宅取得補助金の額は、20万円とする。ただし、前条に規定する経費の額が20万円に満たないときは、当該補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 申請日以後、契約内容の一部変更等によって経費が増額となった場合においても、予算の範囲内で申請額の変更ができるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良市三世代同居・近居支援住宅取得・リフォーム補助金交付申請事前調査書兼同意書（別記様式）
- (2) 同居又は近居前の親及び子世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子健康手帳等の出産予定であることを証する書類（申請日以後に子世帯の母が出産予定の場合に限る。）
- (4) 親及び子の親子関係を証する書類
- (5) 住宅取得金額が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 住宅取得補助金の交付決定を受けた者は、住宅の新築又は購入が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 同居又は近居後の親及び子世帯全員の住民票の写し
- (2) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (3) 住宅購入費用に係る領収書の写し
- (4) 建物登記簿の全部事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

第3章 奈良市三世帯同居・近居支援住宅リフォーム補助金

(補助対象者)

第9条 リフォーム補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第14条の申請の日（以下この章において「申請日」という。）において、同居又は近居しようとする親が1年以上継続して本市に住所を有していること。
- (2) リフォーム補助金の交付決定後、子世帯が市外から市内に転入し、リフォームした住宅に親と同居又は近居すること。
- (3) 親に市税の滞納がないこと。
- (4) 親及び子世帯全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の申請を行っていないこと。
- (5) 親及び子世帯全員が、暴力団等に該当しないこと。
(補助対象物件)

第10条 リフォーム補助金の補助の対象となる物件は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 本市に所在する物件であること。
- (2) 親又は子のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記されていること。
- (3) 建築基準法その他の法令に適合した住宅であること。
(補助対象工事)

第11条 リフォーム補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 次のいずれかに該当する子世帯が居住することとなる修繕、補修、改築、増築等の工事であること。
- ア 床、天井、屋根、外壁等の住宅の内装又は外装工事
- イ トイレ、台所、浴室等の水回りの改修工事及び設備工事
- ウ その他市長が必要と認める工事
- (2) 交付決定以後に親又は子のいずれかが契約した工事であること。
- (3) 交付決定以後に着工されるものであること。
- (4) 建築基準法その他法令に適合した工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象工事としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償の対象となるもの
- (2) 直接居住の用に供する部分以外の部分に係るもの
- (3) 下水道接続に係るもの

(補助対象経費)

第12条 リフォーム補助金の対象となる経費は、補助対象工事に要した経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 土地の購入に係る経費
- (2) 工所用機械又は器具、家具、家庭用電気機械等の購入に係る経費
- (3) その他補助対象工事と直接関係がないと認められる工事の経費

(補助金の額)

第13条 リフォーム補助金の額は、補助対象工事に要した経費の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

2 申請日以後、契約内容の一部変更等によって経費が増額となった場合においても、予算の範囲内で申請額の変更ができるものとする。

(補助金の交付申請)

第14条 リフォーム補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良市三世代同居・近居支援住宅取得・リフォーム補助金交付申請事前調査書兼同意書
- (2) 同居又は近居前の親及び子世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子健康手帳等の出産予定であることを証する書類
(申請日以後に子又はその配偶者が出産予定の場合に限る。)
- (4) 親及び子世帯の親子関係を証する書類
- (5) 補助対象工事に要する経費に係る見積書の写し
- (6) 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第15条 補助金の交付決定を受けた者は、リフォーム工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 同居又は近居後の親及び子世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事を行った部分の施工後の状態が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第4章 補則

(交付の条件)

第16条 市長は、住宅取得補助金又はリフォーム補助金の交付後3年以内に、子世帯が当該補助金の対象となった住宅に居住しなくなったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該補助金を交付された者にその返還を求めるものとする。

- (1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合
- (2) その他当該住宅に居住しなくなることについて、やむを得ない理由があると市長が認める場合
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年10月15日から施行する。

別記様式（第7条、第14条関係）

奈良市三世代同居・近居支援	}	住宅取得補助金 リフォーム補助金	}	交付申請事前調査書兼同意書
---------------	---	---------------------	---	---------------

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名 ㊟

奈良市三世代同居・近居住宅支援補助金に係る申込みにあたり、この書類に記載された親の、市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、この書類に記載された者（裏面に記載された者を含む。）が、暴力団員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日 【子】 世帯主氏名 ㊟

年 月 日 【親】 世帯主氏名 ㊟

年 月 日 【親】 構成員氏名 ㊟

1. 申請する補助金の種類

- 住宅取得補助金
- リフォーム補助金

2. 子世帯の住所及び家族構成

現在の(転居前) 住所	〒 ー			
新しい住所	〒 ー			
家族構成	フリ 氏	ガナ 名	続柄	生年月日
			世帯主	年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

3. 親世帯の住所及び家族構成

現在の(転居前) 住所	〒 ー			
新しい住所	〒 ー			
家族構成	フリ 氏	ガナ 名	続柄	生年月日
			世帯主	年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

(平成27年10月15日揭示済)		したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第724号		平成27年10月15日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま		奈良市長 仲川元庸	
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	
松田内科医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	平成27年9月15日	
(平成27年10月15日揭示済)		定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第725号		平成27年10月15日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規		奈良市長 仲川元庸	
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	
あそだ内科クリニック	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	平成27年10月1日	
西奈良メディカルクリニック（歯科）	奈良県奈良市二名平野2-2148-2	平成27年10月1日	
西奈良メディカルクリニック（医科）	奈良県奈良市二名平野2-2148-2	平成27年10月1日	
ウエルシア薬局 奈良西木辻店	奈良県奈良市西木辻町130番地の4	平成27年10月1日	
(平成27年10月15日揭示済)		介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第726号		平成27年10月15日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定		奈良市長 仲川元庸	
指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年9月15日
名称	主たる事務所の所在地		
松田内科医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F		
松田 成器	京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目17-3		
(平成27年10月15日揭示済)		した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第727号		平成27年10月15日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止		奈良市長 仲川元庸	
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
流川 道		あんま	平成27年9月30日
訪問マッサージ祥あん（流川 道）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
山崎 正平		あんま	平成27年9月30日
訪問マッサージ祥あん（山崎 正平）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

中世古 恵子			
訪問マッサージ祥あん (中世古 恵子)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号	あんま	平成27年9月30日

(平成27年10月15日揭示済)

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第728号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
白井 源宏			
訪問マッサージ祥あん (白井 源宏)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号	あんま	平成27年10月1日

(平成27年10月15日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第729号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

路線名	区 間	変 更 前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第763号線	宝来三丁目209番2地先から 宝来四丁目211番7地先まで	前	2.60~3.70	28	
		後	3.10~4.00	28	

(平成27年10月15日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第730号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区 間	延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第763号線	宝来三丁目209番2地先から 宝来四丁目211番7地先まで	L=28.0 W=3.10~4.00	

(平成27年10月15日揭示済)

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(平成27年10月2日揭示済)

固定資産評価審査委員会

奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則を次のように定める。

平成27年10月2日

奈良市固定資産評価審査委員会
委員長 沖 塚 勝 美

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則

奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)の規定に基づく奈良市固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則(平成27年奈良市規則第73号)の例による。

公 営 企 業

奈良市企業局告示第69号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年10月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年10月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年10月15日

- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名三丁目、富雄川西一丁目、中山町西二丁目、西大寺新田町、平松三丁目、三条大路三丁目及び南京終町四丁目の各一部
- 2-2 公共汚水桝設置申請書に伴う未供用箇所
奈良市中町3813番31、西大寺赤田町一丁目654番1、
- 3 供用を開始する排水施設の位置

654番4、654番6、654番10、歌姫町1229番1、1229番3、宝来四丁目905番4、905番5、905番6、疋田町二丁目679番4、679番5、679番6、西大寺新池町1869番2、五条西一丁目1202番482、法華寺町210番1、東九条町376番3、376番4、柴屋町197番1の1

管渠番号	起 点	終 点	備考
二名第4幹線-64	奈良市二名三丁目1059番1	奈良市二名三丁目1065番	①
鳥見第2幹線-47	奈良市富雄川西一丁目26番1	奈良市富雄川西一丁目26番1	②
大測池幹線-150	奈良市中山町西二丁目1052番26	奈良市中山町西二丁目1052番1	③
西大寺南幹線-266	奈良市西大寺新田町501番2	奈良市西大寺新田町501番1	④
平松幹線-107	奈良市平松三丁目485番3	奈良市平松三丁目483番	⑤
三条大路幹線-56	奈良市三条大路三丁目448番	奈良市三条大路三丁目448番	⑥
大安寺第1幹線-244	奈良市南京終町四丁目352番4	奈良市南京終町四丁目362番1	⑦

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年10月1日揭示済)

奈良市企業局告示第70号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘浄水場PAC注入設備更新工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成28年3月11日まで
- 4 工事概要 PAC貯留槽（FRP製、5㎡）…4基
PAC注入設備……………1式
- 5 予定価格 42,725千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 35,424千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市企業局告示第71号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈

良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 大和田ポンプ所追塩設備設置工事
- 2 工事場所 奈良市石木町地内
- 3 工事期間 契約日から平成28年2月29日まで
- 4 工事概要 (1) 次亜注入ユニット据付
(2) 次亜注入ユニット現場操作盤据付
(3) 配管配線布設・撤去
(4) 空調機据付
(5) 既設分電盤改造
(6) 既設加圧ポンプ操作盤改造
(7) 試運転調整

5 予定価格 6,998千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 5,692千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市企業局告示第72号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 平城浄化センター1系圧送流量計更新工

事

- 2 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内
- 3 工事期間 契約日から平成28年2月29日まで
- 4 工事概要 電磁流量計の更新
 - ・機器据付撤去工
 - ・配線布設撤去工
 - ・管工事
- 5 予定価格 3,017千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 2,550千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市企業局告示第73号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 馬場中継ポンプ場1号送水ポンプ取替工事
- 2 工事場所 奈良市都祁馬場町地内
- 3 工事期間 契約日から平成28年3月18日まで
- 4 工事概要 送水ポンプの取替工事
 - ・送水ポンプ……1台
水中モーターポンプ
吐出量 0.72m³/min以上
全揚程 98m
出力 30kw
 - ・電動弁……1台
電動式外ねじ仕切弁
口径 75mm(80mm)
 - ・配管材料……1式

(※上記各機器及び配管材料の仕様は、設計書及び詳細仕様書を確認すること。)

- 5 予定価格 4,871千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 4,101千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市企業局告示第74号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

1 入札に付する事項

口径200~100耗配水支管改良工事、奈良市学園北一丁目~鶴舞西町地内(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年10月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第13号

奈良市公営企業管理者が保有する特定個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成27年10月5日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市公営企業管理者が保有する特定個人情報の保護に関する規程

奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)の規定に基づく奈良市公営企業管理者が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則(平成27年奈良市規則第73号)の例による。

附則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

(平成27年10月5日揭示済)

奈良市企業局告示第75号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年10月13日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ツールカンパニー	代表者 森田 享	奈良県香芝市真美ヶ丘6丁目9-6-501	平成27年10月8日

(平成27年10月13日揭示済)

奈良市企業局告示第76号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規

程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成27年10月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 大洲配水池耐震補強工事
- 2 工事場所 奈良市中登美ヶ丘一丁目地内
- 3 工事期間 契約の日から平成29年6月30日まで
- 4 工事概要 ア 耐震補強工事 一式
イ 防水工事 一式
- 5 予定価格 138,283千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限モデル型算出価格 115,554千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年10月15日揭示済)

奈良市企業局告示第77号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年10月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

口径350耗配水本管改良工事、奈良市神功一丁目地内ほか5件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年10月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第32号

平成27年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成27年10月1日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

- 1 日時
平成27年10月6日(火)
午前10時00分から
- 2 場所

奈良市役所 中央棟6階 第2研修室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成27年度「子ども安全の日の集い」の開催について

議事

議案第36号 平成27年度奈良市少年指導委員の解嘱及び委嘱について

議案第37号 奈良市立学校設置条例の一部改正について
その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 9月~10月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成27年10月1日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第50号

奈良市選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程を次のように定めます。

平成27年10月5日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

奈良市選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程

奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)の規定に基づく奈良市選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則(平成27年奈良市規則第73号)の例による。

附 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

(平成27年10月5日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成27年10月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成27年10月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 中田 武文

- 1 日時
平成27年10月14日(水) 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 水田利用転換届出について（9月専決処理分）
- (3) 知事許可について（9月許可分）
(平成27年10月7日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。